

マネー・ローンダリング等防止基本方針

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与並びに拡散金融（これらに起因する制裁違反リスクを含みます。）（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止並びに金融システムの健全性維持のため、グループ横断的な管理態勢のもと、以下の通り、マネー・ローンダリング等の防止に取り組みます。

（法令等遵守）

当行は、適用を受ける全てのマネー・ローンダリング等防止にかかる法令、監督官庁の指針やガイドライン等を正しく理解し、遵守します。

（当社役員の間与）

当行の役員は、マネー・ローンダリング等防止に積極的に関与し、当社グループ全体にマネー・ローンダリング等防止の重要性について周知徹底に努めます。

（管理態勢）

当行は、コンプライアンス統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者に定め、マネー・ローンダリング等防止に関する責任者とします。また、担当部署による一元管理、関連する各部の連携等によりマネー・ローンダリング等防止対策に関する管理規程を定め、適切な措置を講じます。

（リスクベースアプローチ）

当行は、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じてまいります。

（顧客受入方針・顧客管理）

- (1) 当行は、顧客受入時に法令等に基づき適切な取引時確認を実施します。また行内規程を定めた上で、顧客属性や取引に係るマネー・ローンダリング等のリスクに応じた顧客管理を行います。この場合、顧客管理に係る措置が実施できない、又は実施を拒絶する顧客との取引は行いません。
- (2) 当行は、顧客情報については定期的に更新し、継続的顧客管理に努めます。
- (3) 当行は、疑わしい取引について、法令に基づき速やかに当局に届出を行います。

（取引時確認及び疑わしい取引の届出）

当行は、グループ各社において、取引実行時に必要な確認（取引時確認）や終了後に資金の流れを含めたモニタリングを実施し、詐欺やなりすまし等の金融犯罪、テロ資金や経済制裁対象取引、拡散金融等に関連する取引の検知、防止に努めます。疑わしい取引と判断された場合には、速やかに当局に対し届出を提出します。

(経済制裁及び資産凍結)

当行は、経済制裁対象者リスト等の内容を適時適切に確認し、事前のスクリーニング、フィルタリングの実施を通じて、リストに指定された者との取引排除に努めます。関連する取引を発見した場合には、資産凍結措置を実施します。

(コルレス先管理)

当行は、海外送金等に関連しコルレス銀行を利用する場合には、当該コルレス先におけるマネー・ローンダリング等防止態勢の情報を把握し評価するとともに、リスクに応じた適切な管理を実施します。

(データマネジメント及び記録保持)

当行は、マネー・ローンダリング等防止に関する各種データについて、正確な記録を作成・保存し、かつ適切に管理します。

(研修)

当行は、本方針を周知徹底するとともに、役職員全員に対して継続的な指導・研修を実施します。

(有効性検証)

(1) 当行は、マネー・ローンダリング等防止に関する取組状況のモニタリングを行い、定期的にその有効性を検証し、管理態勢の充実強化を図ります。

(2) 当行は、マネー・ローンダリング等防止に関する遵守状況について内部監査を含めた検証を実施し、管理態勢の継続的な高度化に努めます。

以上